

○山本委員長 それでは、時間がまいりましたので、第21回専門小委員会を始めさせていただきます。

本日の専門小委員会につきましては、ウェブ会議を併用する形で開催することとしております。また、冒頭のカメラ撮りを認めることとしております。

それでは、早速議事に入らせていただきます。

前回の専門小委員会において委員の皆様からいただいた御意見を踏まえ、ポストコロナの経済社会に対応する地方制度のあり方に関する答申案を作成しておりますので、本日はまず、事務局に答申（素案）から答申（案）への変更点を説明いただいた後、委員の皆様と議論してまいりたいと思います。

それでは、資料について事務局から説明をお願いします。

○田中行政課長 それでは、よろしくお願いたします。答申（案）でございしますが、溶け込み版と見え消し版、両方御用意させていただいております。見え消し版に沿いまして御説明を申し上げさせていただきたいと思います。

「ポストコロナの経済社会に対応する地方制度のあり方に関する答申（案）」であります。前回、この委員会でもいただいた意見、及び事務局に別途御提出いただいた御意見もありますので、そういった意見を踏まえまして修正をさせていただいた案ということになります。修正内容は多岐にわたりますが、全体の趣旨、あるいは大意を変えない範囲内の語句の修正などにつきましては説明を省略させていただきたいと思います。

1 ページは語句の修正、あるいはフレーズの場所を動かしたものでありますので、これは説明を省略させていただきます。2 ページも同じであります。

3 ページの2 パラグラフ、「第二に」というところであります。ここにつきましては、素案の段階の書き方では、2 文目のところ、「引き続き住民との接点が重要であり、物理的な空間において対応が必要な業務は残っていく」と書いておりましたが、物理的な空間において対応が必要な業務が残っていくというよりも、リアルな行政の中でデジタル化された部分が増えていくということではないかという御指摘がありましたので、「物理的な空間において対応する業務は重要である」と修正をさせていただいたところであります。

4 ページの一番下、第2のデジタル・トランスフォーメーションの進展を踏まえた対応の基本的な考え方のところでありまして、ここに限らずほかの場所でも同じような御指摘をいただいているのですが、そもそも現状のそれぞれのパートについて、現状の課題と問題をもう少しくリアに書けないかという御指摘をいただきまして、少し工夫をさせていただいたところであります。一番下のところですが、当初の地方公共団体の電子計算機による処理の取組が庁舎内においてメインフレームを整備するほうが主流で、自主的にそれぞれ始められたということがあって、広域的な取組につながりにくかったということを付記させていただいたものであります。

5 ページの中下段、他方からのパラグラフでありまして、大きな意味は変わりませんが、デジタル化が進展したときの地方自治の意味付けについては、この場でも様々な意見

をいただいたところであります。素案の段階では「課題を解決する地方公共団体や地方自治の必要性は変わらない」としておりましたが、あたかも必要性について議論があるかのようなニュアンスが出るのではないかという御指摘もありまして、「重要性は変わらない」とフレーズを変えさせていただいたということでもあります。

6ページの第2パラグラフでありまして、この点につきましては、今、政府内でもデジタル行財政改革など様々な動きがありまして、そういう中において地方自治の立場から検討する地方制度調査会として、デジタルを検討する際に地方自治の視点からのあるべき原則というようなことを書くべきではないかという議論がございましたので、地方自治法の引用であります、「デジタル技術の活用は、あくまで地方公共団体が、「住民の福祉の増進を図ることを基本として、地域における行政を自主的かつ総合的に実施する」という本来の役割を果たすための手段である。こうした地方分権改革によって構築されてきた国と地方公共団体との役割分担や関係を基礎としつつ、デジタル技術を最適化された形で効果的に活用するために、国と地方公共団体との連携・協力を従来以上に緊密に行うことが重要である」というフレーズを入れさせていただいているものであります。

それから、一番下であります、フロントヤードのデジタル化につきまして、効率化とか、そういう視点だけではなくて、障害者・高齢者を含む全ての住民の誰もがデジタル化の恩恵を享受できる環境の確保に努める必要があるということを追加させていただいたものであります。

7ページは飛んでいただきまして、8ページの(3)のところは項目を新たに追加したものでありまして、パートとしましてはフロントヤード・バックヤードを一体的に取り組むというパートであります。ここについては、素案のバージョンですとバックヤードの取組の中の一つのパーツとして書いていたのですが、これは1つ項目を通したほうが分かりやすいのではないかという御指摘をいただきまして、このようにさせていただいたものであります。

内容につきましては、御覧いただきますと、自治体DXを総合的に進めていくために、フロントヤード・バックヤードの一体的な取組、それから、住民サービスの高度化、窓口の効率化、創意工夫を要する業務への人員配置の最適化、あるいはデータを活用した意思形成に総合的に取り組んでいく。こういう取組については個々の団体でも実施可能ではあるが、共通性が高い事務に関しては重複投資を避けるために全国共通のインフラ、マイナンバーカードとかマイナポータルとか住基ネットとかL GWANのようなものがありますが、全国共通のインフラを活用することによって、個々の団体の事務負担を軽減しながら、より効率的に事業展開を行うことが望ましいとしております。

また、このような共通なインフラについては、様々な方法があるという前提で書いておりまして、L GWANなど、全国の地方公共団体が共同して運営する方法のほか、マイナンバーカードのように国と全国の地方公共団体が協力して運営する方法が取られており、今後とも適切に活用していくことが考えられるということで、いくつかの方法が考えられ

るということにしております。

9 ページの（４）で、デジタル技術を活用した意思形成であります。これについてはデジタル技術というのが住民自治を弱めるものではなくて、逆であるということを確認したほうがいいのではないかと御指摘がございましたので、「デジタル技術を活用した意思形成と住民の参画」という項目にさせていただいているものであります。

10 ページは国・地方におけるデジタル化の共通基盤・共通機能についてのパートであります。上から4行目、国の役割について言及している点でありまして、役割というだけではなくて、もう少し踏み込んでいいのではないかと御指摘をいただきましたので、積極的な役割を果たすことというよりは、もともと全国的な共通基盤・共通機能でありますので、これは地方自治法のもともとの考え方からして、それは国が本来役割を背負っているものであるという前提にした上で、「積極的にその役割を果たすことが必要である」とさせていただいたものであります。

それから、このページの中下段になりますが、クラウド上にそれぞれの情報を保存してアクセスしていくという情報共有の方法についてであります。この点について、データを連携させていくことはいいけれども、これについての歯止め、あるタイプのデータは連携できるけれども、連携すべきではないデータもある、そういう線引きがあることをもう少し意識したほうがいいのではないかと御指摘をいただきましたので、「その際には、例えば、VR Sにおいて、市町村が保有する個人情報とは当該市町村のみがアクセスできるように厳格に管理され、国及び都道府県は統計情報のみを利用可能としたように、各主体の権限・行政目的に照らして厳格に管理すべき情報と、統計的な情報など性質上共有可能な情報との区分などを、国と地方公共団体との間で予め整理しておく必要がある」ということを追加させていただいたものであります。

11 ページは飛んでいただきまして、12 ページからが地方公共団体間の連携・協力及び公共私連携のパートであります。この点につきましても現状の課題やその原因について、もう少しクリアに書けないかと御指摘をいただいておりますので、少し表現を工夫させていただいたものであります。

第1パラグラフでは、様々な連携というのはそれなりに進んでいる段階にあるわけですが、広域的な産業政策とか観光振興とか災害対策のように比較的連携しやすい取組から実績が積み上げられてきている。一方で、人口構造の変化によってさらなる深刻化が予想されることとか、インフラの老朽化とか人手不足などの様々な資源制約に対応して、それぞれの地方公共団体が有する資源を共同活用していく取組については十分に進んでいるとは言いがたいということでもあります。その要因について、要は合意形成や利害調整が難しいということが指摘されているということを確認して第2パラグラフでは書いているということでもあります。

13 ページの一番下のところではありますが、専門人材の確保・育成につきましても同じような問題意識、要は現状の課題とか原因をもう少しクリアに書けないかということで工

夫してみたものでありまして、「専門人材については、人口減少社会を迎えても、まずは、それぞれの地方公共団体が自ら確保・育成することに取り組んできた。市町村間での連携や都道府県による補完・支援によって専門人材を確保・育成する取組事例は多くは見られず、現在、小規模市町村では専門人材の配置が困難な状況が生じている。生産年齢人口が急速に減少し人材獲得競争は厳しさを増しており、今後、さらに多くの市町村において、専門人材の確保・育成が課題として顕在化することが見込まれる。

このような状況を踏まえると、市町村単独での専門人材の確保・育成の取組には限界があり、今後は、各地方公共団体が必要な専門人材を自ら確保・育成することにこだわらず、連携して確保・育成に取り組む視点が一層重要になる。都道府県や規模の大きな都市には、専門人材に関する課題に直面する市町村と認識を共有し、連携して確保・育成に取り組んでいくことがこれまで以上に期待される」とさせていただいたものであります。

3番目のパラグラフであります。ここにつきまして、公私の垣根を越えた人材の必要性、連携についてマネジメントを持っている人材についてももう少し付記したほうがいいのかという御指摘をいただきました。「また、市町村においては、地域や組織の枠を越えた連携・協働の重要性が高まる中で、上述の技術職員やデジタル人材のみならず、地域の実情を熟知し多様な主体と連携できる人材や、そうした連携の取組をマネジメントできる人材を確保・育成する視点も、ますます重要になる」とさせていただいております。

(4)は地域の未来予測の作成及び目指す未来像の議論についてであります。この点につきましてはいくつか御指摘をいただいております。もう少し未来予測の位置付けを書いたほうがいいのか、あるいはEBPM的な認識を書いたほうがいいのかという御指摘をいただいているところがございますので、表現を工夫させていただいております。「地域が直面する変化や課題についての長期的な見通しを、客観的なデータに基づいて整理しようとする取組が「地域の未来予測」である」としまして、地方公共団体は「「地域の未来予測」を作成することにより、変化・課題の見通しを可視化し、公共私が多様な主体と認識を共有することができる」としております。「そして、資源制約のもとで何を実現したいか、各主体間で「目指す未来像」の議論を重ねて政策に反映することにより、持続可能な形で行政サービスを提供していくことが可能となる」としております。

あと、一番下の部分、また以下のところですが、ここについては客観的なデータのことだけではなくて、地域のよりよい未来とか魅力ある地域づくりに向けた議論にも言及したほうがいいのかという御指摘をいただきましたので、「「目指す未来像」は、客観的な長期的見通しのある分野に限定せず、更に視野を広げ、地域のよりよい未来や魅力ある地域づくりに向けた施策等も含め、前向きな議論を行うことが可能である。市町村には、議論が活発なものとなるよう、公共私が多様な主体の関心・意欲を高め、組織の枠を越えて議論を行うことが望まれる」としております。

ちょっと飛んでいただきまして、16ページで公共私連携のパートに入りまして、こ

こについては全体としましてプラットフォームというのが、もう少し表現の工夫ができないかという御指摘をいただきましたので、第1パラグラフのところ、もう少し分かりやすくする工夫を試みてみたものであります。まず、例示をしまして、「例えば、安心安全、子供の居場所づくりや高齢者福祉など様々な活動を行う団体が参加して、住民同士の助け合い、支え合いによる地域運営を持続可能とものとする連携・協働の多様な枠組みづくりを進めている事例が見られる」としまして、こういった枠組みというのは、「地域の実情に応じ、自主的かつ多様な取組を基本として展開が図られるものである」としております。

その上で、「市町村が、多様な担い手が地域課題の共有を図って連携・協働し、主体のネットワーク化を図った上で、それぞれの強みを生かした活動を行っていく枠組み」、これがプラットフォームのイメージありますが、ここで一度このように枠組みを整理させていただきますと、以下は長いので枠組みということで省略して言葉を使わせていただいております。

それから、中段のところ、その際以下のパラグラフのところではありますが、ここにつきましても公私にまたがる横串人材の必要性について御指摘をいただいておりますので、このパートの後半のところになります。民間企業の連携など公共私をつなぐブリッジ人材などの活用も考えられ、市町村が運営ノウハウや団体間の連携コーディネーターとして必要なスキルなどを習得する場を提供することも考えられる」としているものであります。

16ページ一番下のところでありまして、条例などを活用した多様な自主的な取組事例がありますが、そういった実情を踏まえて市町村が構築した連携・協働の枠組みにおける地域づくりの担い手として、多様な主体が活動できるようにするために様々な関係者と連携・協働して地域課題の解決に取り組む主体について、法律上も位置付けを明確にすることができることについて、前回様々な御指摘をいただきました。市民セクター、社会セクターは独自性が高いので一律になかなかいかないのではないかという御指摘いただきましたので、まず、その市町村の判断で行う選択肢であるということを確認にさせていただきました。それから、17ページ、地域の事情に応じた取組ができるように市町村が自主的・主体的に定められることができるようにする必要があると、要件・支援の具体的な方法について、このように書かせていただいているところであります。

17ページ中段以下が、大規模な災害・感染症のまん延等の国民の安全に重大な影響及ぼす事態への対応ということでありまして、18ページは飛んでいただきまして、19ページの上のところでありまして、前回の御議論の中で、国と地方公共団体の関係の一般ルールのあり方の見直しを行う必要があるという書き方が少し強いのではないかという御指摘をいただきまして、いくつか議論があったわけではありますが、もう少し正確に表現をすることとしてはどうかということで修正を試みたものであります。

「個別法及び地方自治法上の国等の権限が適切に行使されることを前提とした上で、地方自治法が定める国と地方公共団体及び地方団体相互間の関係の一般ルールを尊重しつつ、そのあり方について、大規模な災害、感染症のまん延等の国民の安全に重大な影響を及ぼ

す事態において、国民の生命、身体又は財産の保護のため、国・地方を通じ的確かつ迅速な対応に万全を期す観点から所要の見直しを行う必要がある」と、正確に表現してみたつもりであります。

2のところは飛んでいただきまして、20ページの中段、情報共有・コミュニケーションについて双方向のコミュニケーションの必要性を強調している部分があります。ここについて、素案ですとリエゾン派遣とか一対一の連絡体制の構築ということを記述していたのですが、ややアナログな印象があるという御指摘をいただきましたので、「双方向の綿密なコミュニケーションを適切に確保するため、デジタル技術の活用や、必要に応じ、リエゾン派遣、一対一の連絡体制の構築等による対応が考えられる」としております。

また、国からたくさんの通知が送られてきたということについて、その内容について、地方公共団体の自主性・自立性に配慮せよと書いていた部分であります。内容だけではなくて発出のタイミングの問題もあったのではないかと御指摘をいただきましたので、「その内容、発出の時期・方法等について地方公共団体の自主性・自立性や、事務処理上の必要性にも配慮した上で」とさせていただいているものであります。

それから、3以降が役割分担の課題と対応で(1)の見出しの部分でありまして、ここについては「個別法が想定しない事態における国の役割」としておりました。ここについて個別法が想定しない事態、そういう議論はなかったと思いますが、あたかも政府が恣意的に想定している、想定していないというのは判断できるかのようにも読めるのではないかと御指摘をいただきましたので、これまでの議論を正確に反映する意味で、「個別法の規定では想定されていない事態における国の役割」とさせていただいたものであります。

21ページ、国の補充的な指示についてのパートでありまして、第2パラグラフのところではありますが、ここの文章が長くて分かりにくいという御指摘をいただきました。とりわけ「緊急を要する場合を除き」という部分の係り方がよく分からないという御指摘がありましたので、緊急を要する場合を必要に応じてというのは、必要に応じてで言い尽くされていると思いましたので、「緊急を要する場合を除き」というのは落としてしましまして、「必要に応じて十分な協議・調整が行われることを含め」としまして、分かりやすくしたつもりであります。

それから、一番下のなお以下のパラグラフのところ、個別法の規定では想定されていない事態における国の補充的な指示権が行使された場合の話であります。この場合には、どのような事態において、どのような国の役割が必要とされたのかということについて、権限を行使された場合には事後的な検証がセットだということを明記したほうが良いのではないかと御指摘がありましたので、「適切に検証され、個別法の規定のあり方についての議論の契機とされることが期待される」と明記させていただいたものであります。

22ページは飛んでいただきまして、23ページの「4 必要な職員の確保の課題と対応」というところがあります。職員の確保については国の役割についても書いているわけ

ですが、まず、国の役割に行く前に気軽に他の団体に応援を呼ぶとか、国に頼むというものではなくて、各団体において、まずは体制の見直しとかをやっていただいた上の話ではないか、それをはっきりさせるべきではないかという御指摘いただきましたので、それを最初のパラグラフで明確にさせていただいたものでありまして、「地方公共団体の内部での体制の見直し等によっても職員の確保ができない場合、他の地方公共団体に応援や職員の派遣を求めることが考えられる」とさせていただいたものであります。

24 ページ、国が地方公共団体間の応援や職員の派遣の調整の役割を担う場合について、前回の議論で、誰が、どういう場合に国が役割を果たすのかということをもう少し明確にしたほうがいいのかという御指摘をいただきましたので、「具体的には、特に緊急を要する場合を除いて、地方公共団体の求めに応じ、国が応援の要求・指示や派遣のあっせんを行う」と明確にさせていただいたものであります。

最後は結びで、ここは書き下ろしでありまして、本日、また御意見をいただければと思います。これまでの議論を踏まえた結びを付すということ、それから、これまでの議論の中で、DXとか感染症のまん延などがある中で、地方分権とか中央集権というような二項対立ではなく、資源の制約が進んでいく中で様々な局面において人口減少・資源減少が進んでいたり、あるいは様々な国民の安全を脅かすような事態への対処という状況もある中で、住民目線で行政サービスを維持していくために、様々な連携を含めた行政制度のバージョンアップを目指していくという趣旨が書けないかという御指摘をいただきましたので、この辺を反映できるようにと考えながら結びの原案を書いてみたものでございますので、御意見をいただければと考えてございます。

内容につきまして、結びの第1パラグラフでは、ポストコロナの経済社会に対応する地方制度のあり方について調査審議を行ってきた。このポストコロナの経済社会というのは世界的に見るとDXが加速度的に進展してく変革期である。次のパラグラフですが、我が国においては確実に訪れる人口構造の変化、インフラの変化などに対応していくということが必要である。一方で、今後予想される大規模な災害や感染症のまん延などの事態にも備えなくてはいけない。こういう内政上の重大な課題について、地方公共団体が果たすべき役割は大きいとしました。

また、DXについては受け身でデジタル技術の要請に応じていくだけではなくて、積極活用していくことが求められるとした上で、この答申では、それぞれの地域という物理的な空間において住民の福祉の増進を最大化させようとしてきた地方自治のあり方や、地方公共団体と国や他の地方公共団体の関係とか、あるいは地方公共団体と様々な地域の主体との関係を新たな時代に即したものにしていく必要があることを提言した。地方分権改革によって構築されてきた地方公共団体の自主性・自立性を基盤としつつ、その上で、デジタル技術を活用して情報共有・コミュニケーションを充実させていくことを前提に、地方自治は組織や地域の枠を超えて、住民本位でこれらの主体との間で緊密に連携・協力して役割を分担し合う新たな時代の姿を目指していかなければならないとしたものでございます。

以上でございます。

○山本委員長 ありがとうございます。

それでは、ただいまの事務局からの説明に関しまして御意見等がございましたら、よろしく申し上げます。いかがでしょうか。細かい表現等については時間があれば伺いますけれども、時間がなければ会議後に伺うことにいたしまして、この場では全体に関わる話、全体で特に認識を共有しておきたい話を中心に御意見をいただければと思います。

それでは、伊藤委員、お願いします。

○伊藤委員 細かい話は後ということなのですが、気になったところが2点ございますので、質問なり意見を申し述べたいと思います。

1点目は見え消し版の6ページの上で修正していただいている部分です。地方自治法の条文が引用された後の文で、「こうした地方分権改革によって構築されてきた国と地方公共団体の間の役割分担や関係を基礎としつつ」となっているのですが、私の理解では、この「こうした」という文章、説明が繋がらないような気がいたしますので確認していただければと思います。

また、こちらにも細かい点で申し訳ありませんが、同じ見え消し版の23ページの上から2番目のパラグラフで、「特に東京圏については」というところです。2文目に、「他の大都市圏と比べても人口や面積が突出しており」と書いてあるのですが、面積は関西圏に比べてそんなに突出しているとは思えませんので、ここは修正すべきかと思います。細かい点で申し訳ありません。

以上です。

○山本委員長 ありがとうございます。

後の方に関しましては確認して、必要があれば修正したいと思います。それから、前の方も見え消しにしてやや分かりにくいところもありますが、前後のつながりを確認いたします。

宍戸委員、お願いします。

○宍戸委員 東京大学の宍戸でございます。全体として非常に丁寧にまとめていただいていると思います。細かなところは後回しでというお話でありますので、できるだけ大きなところで申し上げたいと思います。

まず、見え消し版の3から4ページの辺りでございます。この小委員会で先生方と一緒に議論してきて見えてきたことは、当たり前のごとでございますけれども、3つの柱、DXの進展を踏まえた対応、地方公共団体相互間の連携、公共私連携の進化、大規模な災害・感染症まん延等の事態への対応という、この3つの柱が情報共有・コミュニケーションを真ん中に置いて、相互に密接に関連しているところではないかと思います。この点、3から4ページにかけて共通点でお書きいただいているのですが、この3つの柱が相互に関わっていることはここで書くのか、最後の結びに書くのか、もう少し意識してもよろしいのではないかとおっしゃいました。これが1点でございます。

大きな話の2点目は、8ページのフロントヤード・バックヤードのデジタル化の一体的取組でございます。ここでは全国共通のインフラについて、効率的な事業展開、協働の理由として重複投資を避けるということが挙げられてございますが、それは経済的なお話であり、とても重要ではあるのですけれども、住民の目線で見るときに、共通性が高い事務の処理について、ある種の共通性とかくくりがあることが大事だという側面、住民の側から見た話がまずもって最初にあるべきでないかと思ったところでございます。

3点目は、大きいのか小さいのか分かりませんが、16ページでございます。プラットフォームという表現は避ける、この表現はいかがなものかというお話があって、いわば平文で書いていただいた。この方が分かりやすくてよろしいと思います。

その際に、16ページの1段落目の真ん中からですが、多様な担い手が地域課題の共有を図って連携・協働しということで、当然含意はされているわけですが、プラットフォームという言葉の含意として、色々な人がいわば自由に参加できるということが一つ意味合いとしてあったのが、プラットフォームという言葉の避けるがゆえに落ちてしまっているのではないかと思います。

本来、この文章の中でも2行目では様々な活動を行う団体が参加してというお話があり、また、下の方でも民主性、あるいは開放性といったことが、過去の表現で言えば、プラットフォームということにあったということを踏まえますと、細かいことですが、多様な担い手という表現と主体という表現が混在しているような気がいたしまして、それをチェックいただきたいと思います。多様な担い手が自由に参加できる、そして、連携・協働するという側面を出していただいたほうがよろしいのではないかと思います。

最後の結びは大変いい文章だと思いますし、この後、色々御議論があると思いますが、先ほど申し上げたような3つの柱がそこに関連しているという趣旨が出るといういいなと思いました。これは繰り返しでございます。

長くなりましたが、私からは以上でございます。

○山本委員長 ありがとうございます。

3点について御意見をいただきましたので、この点、表現を見直して、工夫したいと思えます。

それでは、田中委員、お願いします。

○田中委員 これまでの議論を、一貫したストーリー性でもってまとめていただいたので、とても理解が深まるものになると思ひ、感謝をしております。

まず1点目、12ページの中段、「一方で」のところですが、地域の未来予測を共同で作成するということがいきなり出てきまして、その後、14ページに地域の未来予測とは何かと言及されるわけなのですけれども、先に12ページで単語として地域の未来予測を入れるべきではないかと悩みました。14ページに丁寧に記すのであれば、ここは別に、地域においてはビジョンを共有して円滑な合意形成を図っていくことが重要ということで、触れなくてもよいのではないかと考えたところで、見解を聞かせていただけるとありがた

いです。

もう1点、16ページ中段の辺りの「その際には、このような連携・協働」のパラグラフで、その前提として、構成員の「資格が開放」されたものになるようにする取組という文章についてです。これはスキルを持つ自治体の職員の方々の、その人のスキルなり能力なりが公開されて、共有されたりサポートを受けられることなのかなと思いました。資格が開放された、という表現が分かりづらいというか、色々広く意味が想像ができる表現かなと思うので、意図が汲みづらい。私だけかもしれないですけども、御検討いただければと思います。

あと、結びは大変メッセージ性があって、この答申が出たときに、記者の方がここを見て記事を書いてくれるかもしれないと想像するところです。先ほど宍戸先生が御指摘の3つの要件も整理されて、その上で、住民本位であることに落ち着く、という流れです。

そこで、住民を取り巻く社会の変化や、住民の意識の変化にしっかり対応しながら、共に進んでいくということ、私たち生活者の一人一人が今フィジカル空間とサイバー空間の両方を持っていて、枠組みが色々変化をしていて、DXで途中議論したAIやロボット等の言葉は、この中にはないのかもしれないですけども、そのような関係性も含んで打ち出せないかと思います。未来感をどこまで出してよいか分からないですけども、少し踏み込んで触れられれば、記述が入ってもよいのではと思います。

以上、よろしく申し上げます。

○山本委員長 ありがとうございます。

地域の未来予測の部分は表現を工夫したいと思います。本格的には後の方に出てくるものが、ここに最初に出てきているのですけれども、都道府県の役割をまとめてここに書いておきたいという狙いがあったのかなと思いますので、その意図は残しながら、表現が自然になるように工夫させていただきたいと思います。

それから、16ページの資格が開放されたという部分は、先ほど宍戸委員が言われたように、問題意識を共有する主体であれば、誰でも参加できる、こういった主体でも参加できるという意味かと思いますが、確かに資格が開放されたというと、やや分かりにくいかもしれません。私は個人的にはこういう言葉も使ってしまうのですけれども、確かに分かりにくいので、工夫をしたいと思います。

結びのところにもう少し未来感が出るというのではないかということでしたけれども、今日、さらに御意見を伺って、工夫することができるか考えたいと思います

土山委員、お願いします。

○土山委員 前回、私も含めて多くの委員の方が色々な意見を出したところ、丁寧に反映してくださっていると思いながら拝見しました。また、私がお伺いしたところも丁寧に反映してくださっていると思いました。ありがとうございます。

見え消し版の短点を2点と所感的なものを2点、それから、もう1点、合わせて3点申し上げたいと思っています。

まず、見え消し版の19ページの3行目ぐらい、「一般ルールを尊重しつつ、そのあり方について」というところがございます。前回の意見交換のところでも申したところでもあるのですが、文章の骨格だけを見ると、一般ルールを尊重しつつあり方について所要の見直しを行う必要があると読めてしまって心配になります。ただ、その後、情報共有・コミュニケーションの課題と対応の手前のところで、一般ルールに影響を及ぼすことがないように、特例として明確に区分してとつなげていただいているので、特例として明確に区分して、一般ルールは一般ルールとして堅持されるとは理解しておりますということでございます。

もう1点は、先ほど田中委員がおっしゃられた未来感ともひょっとしたら関係するのかなと思うのですが、結びの文章も拝見いたしました。最後から2つ目のパラグラフのところで、「地方自治は」というところ、「組織や地域の枠を越え、住民本位で、これらの主体との間において緊密に連携・協力し、役割を分担し合う新たな時代の姿を目指していかなければならない」と書かれていて、また、地方分権改革の第1次のところも書かれているのです。一方で、第1次分権改革もDXですとか広域性ですとか、そうしたところはさておき、住民本位で住民と緊密に連携・協力する地域の政府の姿を描いているところは重なるなと思って読んでいって、ただ、そこが新たな時代の姿と書かれていますが、第1次分権改革で書かれているものもあるなと思って見ておりましたというところがございます。

もう1点ですが、見え消し版の21ページの国の補充的な指示権のところ、最後の(2)の手前のところ、個別法の国の指示権が行使された場合に、事後の検証について「適切に検証され」と入れていただきました。これは大変よかったなと思っております。ただ、文章をそのまま読み下すと、適切に検証されることが期待されることになっているのですが、ここはもう一步踏み込んで「検証が必要」というような、検証を担保する書きぶりの方がよろしいのではないかと思います。地方自治の一般ルールを特例で一時停止して国の指示権を行使する。また、個別の自治体の自治事務に対しても直接に国が指示権を行使することができるということは大変大きいことですので、それを行った後の検証の担保は必要なのではないかと考えます。それは指示権の発動に対する総括を踏まえた対応、例えば個別法の事後的改正なども必要になってくるためだと思います。

そうしますと、そうした検証の機会が担保されるということは、個別自治体の自治事務に対する直接の指示を行うという、非常に威力の強い指示権を付与することに対する懸念や不安にとっても重要な意味を持つと思います。簡単に言うと、この項目が入ることを担保する事後的な検証が担保されることが大事なのではないでしょうかということがございます。そうしますと、その検証は何の目的でどういう主体によってなされるかということも多分補足しておかれる必要があるのではないかと思います。

その目線から、21ページに書かれています補充的指示権の発動の要件と、また、条件、手続について確認してみたいと思います。要件については、補充的指示権の発動は国と地

方公共団体の間で迅速で柔軟な情報共有・コミュニケーションが確保されることを前提として、これを前提条件として、その後の2つの要件を満たす場合と読んでおります。一つは国民の安全に重大な影響を及ぼすものであり云々、財産の保護のために必要な場合、また、これに加えて、当該措置を的確かつ迅速に実施することが特に必要である場合となっております。これはこれまでの委員会での議論で出てきたところで相違ないです。

ただ、これまでの議論の中で、本来は個別法の改定で臨むべきところ、法を変えることが間に合わないという意味も含んでいたと思います。なので、迅速かつ的確に実施することだけではなく、「立法的対応のいとまがないとき」のようなものも入れておくと、議論の内容も明確になるのではないかなと思います。おそらく当該措置を的確かつ迅速に実施することというところに含んでおられるのだと思うのですけれども、個別法を変えるいとまがない緊急事態なのだということを別出しにして明らかにしておいたほうが、より適切になるのではないかなと考えてございます。

また、手続のところ、これは広く関係し得る個別法の所管大臣の判断と、それを閣議決定することによって発動するという手続になっています。そこでは迅速・的確に対応するために行政としての判断で行うことになっています。そのように、要件と手続を振り返りますと、地方自治法の一般ルールを一時停止した特例としての指示権の発動が適切であったか、また、検証を踏まえて必要な個別法の改正や立法的措置を行う必要あるかというところが検証の目的となるのではないかと思います。

そうすると、具体的に指揮権の発動を受ける側である自治体が検証の主体として、検証に関わる存在として必要になってくるのではないかと思います。コミュニケーションを緊密に取っていることが前提になっておりますし、また、何か無理をしてそれを押し切るようなことをするつもりではないということはもちろん理解しているのですけれども、制度として見ると、手続の段階では指示権の発動に対する意思を確認する協議等は設定されていませんので、そうしますと、検証の段階では地方自治体は指示権の発動をどう受け止めたかということで、関わるが必要になってくるかと思えます。

事案を具体的に考えてみますと、どの事案がそれに当たるかなかなか想像できないということが、ここでも議論であったのですけれども、ただ、指示権が発動したということを考えてみますと、事前に緊密にコミュニケーションを取っていたと国が思っている、指示権の発動自体は自治体としては不本意であったという可能性もありますし、また、指示権の発動の結果、自治体から見て何か損害が発生した場合がある可能性もあります。そうしますと、指示権の発動をめぐって、検証の場面で自治体と国の認識が異なる場合、また、係争的な場合もあり得るかと思えます。検証の場面ですから、国・地方係争処理委員会の対象にはならないと思いますので、そうすると、その決着には司法的、あるいは立法的な立場からの関与が要るのではないかと考えております。

また、ここまで検証について指示権の発動を受ける側である地方自治体に関わる必要があるかという話を申しましたけれども、検証の機会の目的からいうと、個別法の

改正や立法的対応をその後適切に行っていくためにも、検証に立法的機構が何らかの形で関わることもやはり必要なのではないかなと考えました。このように指示権の発動というのが要件と手続を書かれておることを見ると、それを検証することは重要だと思いますし、それを担保しつつ、その検証の目的と主体が書かれているほうが望ましいのではないかなと感じたということです。ありがとうございました。

○山本委員長 ありがとうございました。

前の方の御意見は既に大体原文に入っているということかと思います。

最後の21ページに関しまして、まず、要件について立法のいとまがないとき、そういう要件が必要なのではないかということだったかと思います。ここでは先ほどもまさに言及されましたが、迅速に実施をすることが特に必要であると書かれていて、この中に当然含まれており、なかなか制度上、立法のいとまがないという言い方をすることが難しいのではないかと思います。しかし、趣旨としては、個別法で必ずしも想定されていないような事態が発生してしまって、個別法を今から作り直している時間的な余裕がない、しかし、対応しなくてはいけないという事態が想定されているということです。これでそのニュアンスは入っているという感じがいたしますけれども、少し検討させていただくということによろしいですか。

○田中行政課長 委員長が今おっしゃったこと尽きるのですけれども、ここは客観的に書く必要があると思っております。迅速に行うことが特に必要だということに尽きると思います。立法的な対応を行ういとまがあるか、いとまがないかという、立場によって、それはお考えが違つかもしれないということがありまして、どちらにも取れるようなこととなりますと、恣意的な運用の原因にもなるかなと思います。

もう一つの検証の必要性というのは、確かに御趣旨を踏まえて検討させていただきたいなと思っております。その上で、自治体も入ったという御指摘について、ものの性質として当然それはそうなのだろうと思います。その上で、地方公共団体に新たに義務を課す法律をつくる際には、地方六団体に対して事前に情報提供するものとされておりますので、制度的にもしっかりそこは担保されているということだと思います。それに加えて、あえてここで自治体が必ず入るのだと書く必要があるのだろうかと感じました。

それから、立法する際にも、立案段階でも検証した上で、当然立法府でその必要性があるかどうか検証されるわけでありまして、それをあえて書く必要があるのだろうかと感じたということを申し上げさせていただきます。

○土山委員 検証のところ、どうしてそう思ったかと言いますと、検証が期待されるという書きぶりだと、例えば世の中における色々な議論だとか、そういうところも検証となるかと思えます。この文脈のところではそうではなくて、世の中ではないということではなくて、事後的にそれがどうだったのかということを検証することが必要だと認識しているということが書かれる必要があるかなと思ったところです。ありがとうございました。

○田中行政課長 今回の点につきましては検討させていただきたいと思っております。

○山本委員長 ありがとうございます。

個別法の規定のあり方についての議論の契機とされるということなので、全くそれと離れたところで社会的に何か行われることが想定されているわけではなく、当然立法に制度上つながるような形の検証が想定されているのだろうと思いますけれども、少し検討したいと思います。

大山副会長、お願いします。

○大山副会長 今、土山委員のおっしゃったところと関係するのですが、18ページ一番下の行から次の19ページの最初の段落、それから、ほぼ内容は同じですが、21ページの2段落目の「このような場合は」というところ、両方ともすごく文章が長いのです。ちゃんと読めば分かるのですが、19ページの最初の必要な規定が設けられるとともにというのがどこにつながっているかよく分からない。それから、21ページの方で言うと、その段落の4行目の協議・調整が行われることを含めてもどこにつながるかよく分からないのです。ここは結構デリケートなところなので、あまり変に読まれると困ると思うのです。

ですから、具体的にはもう少し考えなくてはいけませんけれども、最初のところは前提の中に必要な規定が設けられるのは当然大事だということなので、その前提だということで文章を1回切ったほうがいいのではないかなと思うのです。その次のところも前提にということではずっとつながっているのですが、誤解が生まれる余地があるかなというのが心配なので、その辺は文章上のことですが、お考えいただいたほうがいいのではないかなと思います。よろしくお願いします。

○山本委員長 ありがとうございます。

文章が長いという御指摘は前回も承っておりますけれども、まだそういう箇所があるということですので、工夫をさせていただきたいと思います。

21ページのところも「検証され」というところと、個別法の規定のあり方についての議論の契機とされるというのは、後の方のことは立法の問題なので、それ以上あまり踏み込んだことを言えないところもあるのですが、検証の方は、それに比べるともう少し書いてもいいかもしれないです。しかるべき機関で検証される必要があるといったニュアンスをもう少し出すといいかなと思います。まだ長いところがありますので、そこは修正をしたいと思います。

オンラインで御参加の砂原委員、お願いします。

○砂原委員 2点ございます。

1点目ですが、見え消しの方の10ページ、地方公共団体における情報セキュリティとデジタル人材の直前の段落のところですが、私は前回欠席だったので、その後いくつか書いたコメントにも御対応いただいたと思うのですが、若干気になったところとして、新しくできた部分、今申し上げた部分で2つ、この点で気になったのですが、VRSの評価をどのように考えるのかということです。今回は結構VRSそのものだったかよ

く分かりませんが、情報の扱いが厳格すぎるみたいな批判というか、問題もあったのではないかなと思うので、VRSがよいのかということあれですけれども、こういうので出されるのがいいのかなというのが1点です。

加えて、こちらの方が重要なのですけれども、その後、各主体の権限・行政目的に照らして厳格に管理すべき情報と、統計的な情報など、性質上共有可能な情報との区分という表現がありまして、これがちょっと気になっております。何が気になるかと申しますと、こう書いてしまうと、ある種の情報、例えば地方税の情報とか、そういう情報が厳格に出せなくなってしまうみたいな話が強く出る一方で、本当は共有すべきではないものも統計情報として扱われるとしたら、個々の情報という単位で見たらいいではないかということと共有されてしまうような懸念があるのかなと感じたところです。そういった情報単位で考えなくてはいけない、データ単位で考えなくてはいけないところもあるのかもしれませんが、どちらかということ、各主体の権限とか利用目的に照らして、利用していい情報と、そうではない情報の区分みたいところが妥当なのかなと個人的には感じたところです。

1点目は以上であります。

2点目ですが、補充的な指示のところですか。先ほども少し議論に出たと思うのですけれども、21ページです。ここで感想というか、お聞きして私自身は何となく分かったような気がするのですけれども、②の国の補充的な指示のところ、この文章だけを読んで、結局何ができるのかというのがクリアなのか分からないというのがコメントです。最終的には多分①で書かれているようなところを受けて、是正の指示がどういう事務であってもできるということなのだを教えていただいたのですが、この②の中には是正の指示のような表現は出てこなくて、指示という言葉、一般名称にも読めるわけですけれども、そういった言葉が出ていますので、具体的に何ができるかということを示したほうがいいのかと感じました。

ここから先は余談というか、コメントでしかありませんので、別に考えてほしいということではないのですが、以前からも会議の中で問題になっていましたが、自治体に対する是正の指示は可能というか、十分なのかというのがよく分からないところでもあって、もし、自治体の側が意図的、あるいは能力的に、国が考える望ましくないことをしていたとして、それを改善するための是正の指示というのが状況をどう変えるのか、私には分からないところがあります。もし、そういった変えるような見通しがあるのであれば、その辺りにも触れてもいいのではないかなと感じたところです。

個人的には分権以前に、基本的には国が決めていることを地方を通じて伝えるというのがある種の前提としてあったところ、分権改革で自治体の意思というのが国とは別に出てくると、そういう自治体の意思とは別に、国から国民にどう直接働きかけるかみたいなことも論点になって、多くの方はそちらが気になっているのではないかなという気がするのです。今回、そこまで言うのは難しいとしても、ただ、この補充的な指示のところ具体的に何ができるかについては、もうちょっと明らかにしていいのではないかと感じました。

以上です。

○山本委員長 ありがとうございます。

まず、10ページの新たに今回加わった箇所に関してですけれども、こちらについていかがですか。植田さんからお願いできますか。

○植田住民制度課長 御指摘ありがとうございます。2点御指摘いただいたと思います。

1点目は、VRSについて、色々な評価があったのではないかというお話でした。確かにVRSという仕組みを国・地方で進めていく際に、色々な御意見があって、おそらく国の方からはもっと自由にとということもあったでしょうし、地方からすると、そういう情報は共有できるのだろうかという議論があった中で、様々な議論の末に、一定程度機能するような仕組みになっていったということだと考えております。現時点では、例示としてここに出していくこと自体は構わないのではないかと考えているところでございます。

2点目の、書き方として、各主体の権限・行政目的に照らして厳格に管理すべき情報と統計的な情報など云々というところについて、少し誤解が生じる可能性があるのではないかという点に関しては、今ほど砂原委員からおっしゃっていただいたことも踏まえまして、もうちょっとシンプルな形に修正することを検討したいと思います。

○山本委員長 分かりやすく表現したということかと思いますが、確かに誤解を招く可能性があると思いますので、修正をしたいと思います。

もう1か所、補充的指示の方ですけれども、そちらもお願いします。

○田中行政課長 ただいまの御指摘の関係ですが、是正の指示と地方自治法でいうときには、現在の地方公共団体の事務処理が違法、あるいは著しく公益を害するときに地方自治法に基づいて直接指示ができるという規定でありますので、何か規範があって、それに合っていないときに是正をしろという指示を是正の指示というわけであります。21ページの補充的指示については確かに文章が長くなっているという副会長の御指摘もあって、反省しているのですが、「国民の生命・身体・財産の保護のための措置が必要であるにもかかわらず、・・・」となっていますので、指示の内容は国民の生命・身体、または財産の保護のために必要な措置という書き方になるのだらうと思います。御指摘を踏まえて表現の方は考えたいと思います。

○山本委員長 ありがとうございます。

砂原委員、それでよろしいですか。

○砂原委員 結構ですが、今の田中課長のお答えで、私はちょっと分からなくなってしまったのですが、ということは、ここの補充的指示というのは、現行法に、ここは先ほど委員長もおっしゃったように、立法と関わる部分も出てきて、なかなかはっきりしたことは言えないというのは分かるのですが、是正の指示みたいな既にある類型ではなくて、新しい類型をつくるようなことも含めてイメージされているという理解でよろしいですか。

○田中行政課長 例えば今、新型インフルエンザ特措法とか災害対策基本法などにおきま

しても、特別な場合においては、地方公共団体に対して、国民の生命、身体、財産を守るための指示ができるものとされています。そういうものが適用できない、法律の規定で想定されていないようなことが起きた場合については、地方自治法の直接の根拠として、是正の指示とは違う指示を設けようという議論だったと認識をしています。

○砂原委員 ありがとうございます。

○山本委員長 ありがとうございます。

最初の方にも議論がありましたけれども、厳格な例外であるということから考えても特別な類型として設けることになるかと思えます。

それでは、太田委員、お願いします。

○太田委員 ご説明ありがとうございます。前回、私がお伝えしたところは対応していただいたと思いますので、今日の原案に特に問題は感じていないのですが、ただ、2か所ほど分かりにくい、あるいは少し立場を説明しておいていただいたほうがいいかなと思う箇所がありますので発言させていただきます。

一つは、23ページの緊急の場合に応援をするという箇所、「4 必要な職員の確保の対応と課題」の冒頭を書き加えられたのですが、そこでは、まずは自分で頑張るのだというようなことが書いてあります。今日、口頭で説明を受けた印象が強いかもしれませんが、他方で、13から14ページの専門人材の確保・育成の部分、平時の部分については、今までは各自で頑張ってきたけれども、今後はしんどいからあまり無理をするなどまでは言いませんけれども、1人で全部やろうと思うなど、みんなで共同してやれというスタンスで書いていると今日整理されたのです。

それぞれ文脈が違うし、それぞれに書かれていることはそうなるのかなと思うのですが、両方一遍に聞くと、全体としてどう考えているのかという感じのことを問われるのではないかと。とりわけ、ふだんから大変だったら緊急事態になればもっと大変なので、それこそあまり無理をせず、みんなでお互い大変なときは助けるとも考えうのではないかと。ただ、感染症などのように地域差が確保できている間はいいのですけれども、全国的にまん延すると、全員しんどいから各自頑張れみたいになってしまう可能性があるのか、そこはケースバイケースとは思いますが、全体としてどういうコンセプトかというのは、今更書けるかどうか分かりませんが、もし、何かコンセプトをお持ちなら説明いただき、可能であれば、どこかで書いていただいたほうがいいのかも思いました。

もう一つは、16から17ページで、色々なことを私も含めて言うものですから、色々書き直された結果なのですが、まず、見え消し版の16ページの4段落目、「このような問題意識から、市町村において」と始まっているこのような問題意識というのは一体何なのか、どこを受けているのかというのがちょっと分かりにくい。一番上の段落なのか、2番目なのか。3番目に関しては、どちらかという、そういう組織が持つべき性格を言っているわけでちょっと違うだろう。そのため、どういうつもりで書かれたのか。そこは分かりやすく書き直していただいたほうがいいのかという気がいたします。

それから、田中委員がおっしゃった構成員の資格の開放性ですが、これは私も山本委員長と同じようなつもりで言ってきましたし、維持しておいていただきたい。つまり秘密クラブみたいなものが公共団体の資格、地域自治運営組織だと称しているということ自体が非常にまずいので、そこら辺のことを注意して欲しいという意識ですので維持しておいていただければと思います。

他方で、そこで問題になるのが16ページ最後からの段落で、「市町村が自主的・主体的に定めることができるようにする必要がある」と17ページの冒頭にあり、この節が終わるのですが、自主的・主体的に定めることができるべきであるのはそのとおりなのですが、自主的・主体的に定めるから今までのようにとか、あるいはどんな団体でも自分が気に入ったらそれでよいというわけにはいかないだろう、相手になる団体の持つべき性格などが最低限要請されるということがあるだろうと思います。私はどちらかというところ、そういうことを議論してきたわけです。

ここは土山委員と私との議論との間の危ないバランスの上でいつもお書きくださっていることなので、これ以上は修正できないかなと思うのですが、私の考えから言えば、地域の実情に応じた取組を行うことができるよう、しかし、自らの公共性や透明性というものを害さないような形で市町村が自主的・主体的に定めることができるようにする必要があると、少し釘を刺していただくというか、そこは一定の制約のもとで行われるのだというようなニュアンスが出るような工夫をしていただければと思う次第でございます。

私からは以上です。

○山本委員長 ありがとうございます。

いくつか御指摘をいただいた点ですが、まず、23ページの4の冒頭の書き加えたところ、それから、前の方の人材育成のところ、13から14ページの辺りのところが何かニュアンスが違うというか、あるいは関係をもう少しクリアにしてもらえないかということです。おそらく23ページの場面は緊急事態を想定しており、いわばみんな困っている状況なので、当然当該自治体もまず頑張ってもらい、それでは足りないときに、ほかの自治体に応援を求めるといったニュアンスで書かれているのに対して、13ページの方は平時が想定されているので、自治体がそれぞれで努力をすることはもちろんだけれども、それには限界があるということで書かれていて、少し想定している場面が違うから書き方が変わったという感じもするのですけれども、いかがでしょうか。

○田中行政課長 23ページの方は、確かに内部体制の見直し等によって職員の確保ができない場合となっていながら、広域連携のところでは、これからも内部体制だけではなくて、周りと共同で人を確保していく必要があると言っているのです、そこがやや相容れないのではないかと御指摘ではないかなと理解しております。

確かに23ページは内部の体制によって職員の確保ができない場合というよりは、委員の御指摘を踏まえると、平時の体制として構築した体制、内部だけではなくて、もしかすると、周辺市町村との連携ということも含めて、要は平時体制では確保できなくなった場

合には、平時体制以外の手段に訴える必要があるということを表示したかったのですけれども、13ページと合わせ読みをすると、これからは内部体制だけで職員を確保する時代ではないというメッセージが13ページに入っていることを考えると、確かにふさわしくなかったのかなと今感じておりますので、文章をよく考えさせていただくということで、この場は御容赦いただければと思います。

○山本委員長 ありがとうございます。

横田委員、どうぞ。

○横田委員 おそらく、先日私が御指摘させていただいたのではないかなと思います。保健所で外注するケースもあつたりとか、体制の見直しで業務の切り分けをしたりすることで、工夫を重ねた上で足りない人材を外から、あと、応援を頼むという工夫をしている自治体もあるので、あくまでも平時の限られた専門人材をとということとはニュアンスが異なると考えています。みんなが工夫せず、みんなが応援を頼むと、非平時は、全体的にも人のやりくりがかなわないこともある。ニュアンスとして落とすということはないでいただきたいと思います。

○山本委員長 ありがとうございます。

緊急時と平時の状況を分かりやすく書いて、関係をはっきりさせるということでしょうか。そのところは表現を工夫させていただきたいと思います。

16ページの下の方の段落で、このような問題意識のこのようなというのが何を指しているか分からないということです。ここは付け加えたり削ったりして、確かによく分からなくなっているので、点検をして、分かるように、つながるようにいたします。

それから、17ページの自主的・主体的というところに関して、開放性とか透明性とか民主性等々のことを無視して自分たちでやっていいわけではないということをもう少し明らかにできないかということかと思えます。制度を使うかどうかはそれぞれの自治体で決めていただくのだけれども、制度を使わないから好き勝手なことをやっていいかということ、そうではないのであり、一定の役割を民間の団体に担っていただくということであれば、当然、透明性等々も考えなくてはいけないと思います。そのところを分かりやすくしたいと思います。

次に、大橋委員、お願いします。

○大橋委員 上智大学の大橋でございます。私からはコメントを2点と質問を1つ、お願いしたいと思います。

まず1点目、これは先ほど宍戸委員も指摘されたかなと思うのですけれども、前回から今回にかけて、公共私の連携部分においてプラットフォームという表現を大幅に修正したということがあったかと思えます。個人的には、一般的に、抽象的な外国語の表現を多用することについては、意味を正確に伝えるという点からも、あまり前向きに考えていないので、できるだけ日本語の表現を使っていくことについては賛成なのですけれども、改めてこの修正後の文章を見てみると、なかなか難しい面もあるのかなと思いました。

というのも、先ほど宍戸委員から意味的に落ちてしまっている変換もあるのではないかとこの指摘がありました。あと、こちらの表現については32次地制調の議論から引き続いている部分もあって、32次地制調のところではプラットフォームという表現で検討が展開されていることを踏まえ、議論を引き継いでいくという点でどうなのかなと思ったということでございます。

2点目は、20ページの「3 役割分担の課題と対応」の直前の段落のところになります。こちらは、自治体側から、今回のコロナ対応との関係で、国の対応についての不満が具体的に出てきたところなので、ここはしっかりその不満の内容を受け止めつつ、あるべき姿を描く必要がある部分なのかなと思っています。

そこで少し思ったのは、こちらの段落の下から4行目以下のところ、「国からの通知については、その内容、発出の時期・方法等について…」というところなのですが、この問題の背景には、例えば、色々混乱している状況がある中で、本来であれば技術的助言でやってはいけないような内容の関与がされたりしていたのではないかなというようにも思ったのではないかなと思っています。

とすると、例えば国からの通知については、国の関与に関する原則を踏まえつつ、その内容、発出の時期・方法等について自主性や云々というような形で、国の関与に関する原則をきっちり踏まえつつというようなところを書き入れてみると、今申し上げたような問題にも対応できるのかなと思いました。

もう一つ、質問点なのですが、23ページの「4 必要な職員の確保の課題と対応」の直前のところです。関西圏についての記載の段落のところなのですが、この最後のところがどういう意味合いなのか、この記載だけからだと読み取れないかなと思って御説明をいただければなと思ったところです。

どういうことかという、段落の下から2行目のところから、「このような連携の取組をより深化させていくことが期待されるが、東京圏と同様の枠組みの活用も考えられる。」とあります。東京圏と同様の枠組みというのは一体どういうことが念頭に置かれているのか、その前の段落では、東京圏では結構課題が大きくて、それに対する対応策としてはいくつかの選択肢があるといったような記載にとどまっているような気がするのですが、東京圏と同様の枠組みの活用というのは一体どういう意味なのか、こちらについて御教示いただければと思います。

以上でございます。

○山本委員長 ありがとうございます。

16ページに関しては、プラットフォームという表現を消したので、かえって分かりにくくなったという御指摘かと思います。16ページの第1段落できっちり説明したので、ここで原文のように括弧書きで（プラットフォーム）と書いて、下の方もプラットフォームにするか、あるいは下のところは枠組みのまま残すかは、両方選択肢があるかと思いますが、プラットフォームという言葉自体も今回説明したので残してもいいですか。

○原市町村課長 前回からプラットフォームについては日本語にしたらというような意見があったので、かつ3 2次地制調のときのプラットフォームの定義が、皆さんが持っているもの、それぞれ少しずつ外縁が柔らかいというか、リジッドなものになっていない感じがしたものですから、一遍チャレンジングに書いてみようかなと思って書いてみたという趣旨です。

一方で、この部分については色々な人が多様に参画しやすいという意味でも柔らかいニュアンスをちゃんと持たしておこうというような御意見もございますので、もし、お許しただけであれば、内容について説明をしたうえで、括弧書きで（プラットフォーム）と表記して、以下そういう形で使うというのもありかと思っておりますので、そこは検討させていただきたいと思っております。

○山本委員長 いかがでしょうか。それでよろしいですか。

前のバージョンでは説明がなく、いきなりプラットフォームと出てきて、これは何かということだったのですけれども、今回はチャレンジをして説明していただきました。この言葉にはニュアンスが含まれているところがありますので、括弧して残して、その表現を使うことにしたいと思います。

2番目は、20ページの中ほどのところで説明を一言加えたらどうかということですが、これはそのような方向で検討したいと思います。

それから、もう1か所が23ページの4の直前の部分、これは私も読んで何だろうと思ったのですが、お願いします

○田中行政課長 これは地方からのヒアリングを9月にさせていただいた際に、関西広域連合さんの方から要望書が出ていたと思います。そこでは東京圏において国と協議をするような枠組みができるときには、関西についても同じような枠組みと一緒に検討されるべきであるというような意見が出ていたと思います。

今の関西圏の取組については、東京圏と比べてむしろ連携の枠組みがしっかりできていると、それを深化させていくべきであるという、それまではそういう議論だったと思いますが、関西広域連合から、東京圏で国と協議をするような枠組みがあるのであれば、同じような検討が関西圏についてもされるべきであるということがありましたので、そこだけ書くことを考えたのですが、そこにピンポイントで書くと、東京圏についてそういう結論が出ているわけでもないにもかかわらず、そこまでピンポイントで書くのは違和感があったものですから、やや趣旨が不明確であります。東京圏と同じような検討がされるべきであるというニュアンスで書いたつもりであります。趣旨が不明確であれば、よく精査させていただきたいと思っております。

○山本委員長 ありがとうございます。

ということで、あえてかなりざっくりした書き方がされているのですが、難しいですね。逆に細かく書いてしまうと、違う方向の議論になってしまう可能性もあるので、現在の表現を基本的に維持して、何か工夫ができるか検討してみます。

次に、谷口委員、お願いします。

○谷口委員 全体として本当に素晴らしい報告書かと思えますし、毎回の会議をしっかりと反映していただいてありがたく感じております。

改めて答申案の目次を見ながら先生方のお話を伺っていて、なるほどと思いましたが、第2、第3、第4というのが本体に当たると思うのですけれども、第2、第4というのは強い必要性があって進めようとするもの。第2というのはデジタル・トランスフォーメーションを危機の場合においても、あるいは平時においても絶対に進めますと。これは行政の洗練化であり効率化であるため、第2を絶対に進めますというのわかります。また、第4は危機に際して国と地方との連携のあり方を考えるということで、これについても強い意志を感じます。一方で、第3の位置付けというのがやや曖昧な印象です。地方公共団体相互間の連携とか公共私連携というものを、やらなくてはいけないと言っているのか、やってと言っているのか、こういうやり方もあると言っているのか、わかりにくさを感じたところがあります。

例えば11ページ以下から始まる第3の書き方のところ、11から12ページに入ってきたところで「(1) 資源制約等に対応していくための連携・協力の取組の深化」とあります。前段の新しく書き加えられた箇所では、自治体間の連携が進んでいる部分というのを書かれていて、内容はそのとおりだと思うのですけれども、自治体間連携とか何らかの連携というのは利害が一致するからやるのであって、利害が一致しなければやらない。

また、連携しなくてはいけないと言っているわけではないので、合意形成や利害調整が困難である場合などを第2段落で記載しなくてもいいのかなと思いました。もし国として、(2)のような施設やインフラ、リソースの共同利用、第3に人材確保や育成や融通といった点で自治体間連携を促したいなら、第4の未来像、これは将来的な利害の一致、あるいは将来的な共通の不利益を認識を踏まえて進めてほしいと書く。

その後、さりとて合意形成は大変な場合もあるので、ルールの一統化を事前にすると書いた提案を書く。要は、(1)の第2段落から第3段落辺りの合意形成の難しさに関する記述は、後にすべきと感じました。現状、しなくてはいけないとか、絶対にやるというときに、合意形成や利害調整が大変になるのであって、そもそも一致した利益がなければやりませんから。

例えば、市町村合併を国が進めてほしいという場合に、共通の利益ないし不利益を用意して誘導するといった点があったと思います。一致した利益、または不利益があったら連携すると考えられるので、そういう例や状況を先に書いて、とはいえ合意形成が難しいときにはこうしたらどうですか、というような書き方もあり得ると思いました。

同様に、2の公共私連携もそれぞれのアクターは利益があってこそ初めて連携するのだと想像します。例えばコミュニティ組織、NPO、企業、特に企業などは連携に利益を見いだす、ビジネスになるから参加するのでしょう。そうすると、連携はしてほしい、それはどの部分でしてほしいのということを国が言いたいのであれば、それを示した上で、

それぞれのアクターの利害が一致すればやるでしょうということだと思うので、そういったスタンスが感じられればいいかなと思いました。

以上です。

○山本委員長 ありがとうございます。

先ほど地域の未来予測の話が初めて出てきて、後の方に本格的に出てくるという問題の指摘がございましたけれども、前の地制調のときには、地域の未来予測がまずあって、それで問題を色々共通に認識し、共有し、こういう問題がある、何とかしなくてはならないというので、例えば連携等々をさらに進めなくてはならないという流れで書いてありました。順番を少し検討してみますか。どうでしょうか。

○牧原委員 32次地方制度調査会にいましたので、当時の議論をもう1回思い出してみますと、2040年に大きな問題があるということが前提で、高齢化と人口減少が大きな問題になるのだということがマクロに分かっている。個々の地域については、それを基に色々考えましょうというときの大きなツールが地域の予測ということで、これをやらないと何も分からないということではなかったと思うのです。

ですから、これが最初に来てしまうと、ちょっとやり過ぎという感じはあるのです。そういうツールを使ってみましょうという流れで書いたと思いますが、私はこれを最初に持ってこなくてもいいのではないかという気がします。

○山本委員長 ありがとうございます。

○谷口委員 私もそう思います。未来予測のところを目立たせるということではなくて、ここではあくまで自治体間連携の中で共通の利益ないしは不利益を見いだすものとして登場しているだけと理解しました。それほど大きな問題提起ではなく、第3の1の(1)の合意形成のところ、2段落目の新しく今回付け加わった箇所について、書いてある内容はそのとおりののですけれども、合意形成の困難さなどをここで言わなくてもいいかなというか、後でいいかなという程度です。

○山本委員長 ありがとうございます。

ここはなかなか難しいところです。前の期との関係で言いますと、合意形成が容易でない課題についても積極的に対応する方向で進める必要があり、そのために、合意形成過程の一部のルールを法制化することも考えられるということだったのです。今回はそれよりもトーンが1つ落ちています。御承知かと思いますが、前期の地制調の経緯から、そのようにしているのですが、そのために、全体にこここのところの気持ちが弱くなっているところがあります。

他方で、前回の地制調で強調したのは、まさに12ページの第2段落の部分です。第1段落のところは自然に普通に進んでいる話ですから、そのまま取り組んでくださいということですが、第2段落のところが進んでおらず、しかし、連携することを強いるとか、求めることまではできないけれども、連携がしやすくするような環境条件をつくっていく必要はある。その一つとして合意形成のルールを、特にいわゆる中核の自治体と周辺の自治

体との間の利害の対立があるので、それを克服していくような制度として用意して、連携をやらうと思えばやりやすくしていく、あるいは連携のメリットを感じやすくしていくことが必要ではないかという流れで議論していたところです。

今回は、そういった議論の流れを明確にしていなかったために、今のような問題が発生してしまったと認識しております。したがって、今、御指摘がありましたように、未来予測を最初に持つていくのはやり過ぎではないかということですので、私も思いつきで申し上げて申し訳ございませんでした。それはしないとして、ただ、これをあまり目立たないところにしてしまうと、ニュアンスが変わってしまうということもあります。全体をもう一度読んでみて、谷口委員の今の御指摘の観点を踏まえて、自然な形で答申ができるように検討したいと思います。

ほかにいかがでしょうか。

岩崎委員、お願いします。

○岩崎委員 岩崎です。簡単にコメントさせていただきたいと思います。

まず、お取りまとめいただきましてありがとうございます。ここまで素案に結ぶまでに、地方公共団体の代表の皆様からも本当に詳細な説明をいただいて、多くの現場の実情を私も理解でき、今まさに進行しつつある高齢化や人口減少等による資源制約の中で進めていくべき非平時の対応、予算・リソースの現状を理解することができました。今後、国と地方の連携をどう進めるべきかという視点に立って鑑みますと、今回お取りまとめいただいた地方行政の3つの具体策について、全体として私は異論ございません。

さらにこれまで御指摘を申し上げた行政のデジタル化に不可欠な行財政改革の視点や、生成AIなど技術進歩に伴う先進技術の活用の視点、あるいは住民視点について丁寧に追記いただいたことは御礼申し上げたいと思います。

先ほど御指摘がありました公共私連携ですけれども、これまでデジタルの分野でも、例えば地方創生、地域活性化、あるいはデジタル田園都市国家構想、スマートシティ、スーパーシティと言われるように、多くの地方経済の活性化のために何をどう進めていくべきかの議論を重ね実装がなされてきたわけです。これを地方制度も合わせて官民連携をどのように、営利を問わず進めることができ、かつ誰も取り残されないWell-Beingを目指すのか、国がどう投資できるのかという視点も重要かと考えておりますので、私もこれまで御指摘を申し上げた公共私連携というのは非常に重要なポイントかと考えます。

最後に、本答申に基づく提案が、地方公共団体の規模を問わず、多くの自治体がこの内容を共有できるような周知徹底する発信力に期待したいと思っております。

以上です。ありがとうございます。

○山本委員長 ありがとうございます。

それでは、横田委員、お願いします。

○横田委員 3点プラスアルファあります。

まず、9ページ目の生成AIをはじめとした最先端技術の業務上の利用に関する中段のところになります。2つお伝えしたいことがあって、文章を長くしたいという意図はないのですけれども、最新技術が全て職員の負担軽減のためのものになってしまっている点です。おそらくクリエイティビティのあるもの、付加価値のあるものにも活用されるものなので、ここも加えるのかどうするのか。これはwantレベルなのですけれども、優良事例は負担軽減等のものだけではないと思っています。

もう一つ、どうしても何とかしたいと思っているのは雇用への影響にも留意という点になります。雇用に留意することは非常に重要であると思えますけれども、雇用を損なうから最新技術を使わないということはありませんか。体制変更を行ったり、リスキリングを行ったり、これは非常勤の方も非正規の方も含め対応することが重要なので、雇用への影響に留意という言葉だけが残るのは、やや危険だと感じた次第です。なので、ここに盛り込むのか、別文にするのか、もし、これを残すのであれば、もう少し補足をさせていただきたいと思ったのが1点目になります。

2点目は結びについてです。ポストコロナのもう少し未来に向けた話を入れてほしいという意見があったのは賛成ですが、今回は冒頭でデジタル敗戦から始まって、コロナで学んだことがいっぱいある、それを第3のポイントとして反映したところがある。我々はコロナから学んだことをちゃんと第3部で補っているということも言い切ってもいいのではないかと。ちゃんと学びを活かす。前からの課題はさらに解決に向けるという力強さも欲しいと思いました。

3点目は、谷口委員が目次に触れられていて、はたと改めて目次を読んだ次第なのですが、目次の中身というよりも、これは霞が関のルールにのっとっているか分からないのですが、基本的認識のところにも第1とつける必要があるのかどうか、なくてもいいのか、要は三本柱だと言っていて、デジタル、地方公共団体、災害のところ、ワンツースリーと来るほうが私は個人的に気持ちがいいので、そういう形にできたらよりいいかなと思います。

最後、どさくさに紛れてついでの微修正相談をお伝えします。4ページ目の第2に入る手前のところです。災害時において国・都道府県・市町村がそれぞれ十分に役割を果たさなければいけない、それは正しいと思っています。それぞれ十分な役割を果たしつつ、連携までしていただきたいと思うので、第2に入る直前のそれぞれの役割を十分に果たしつつ、連携もしていかなければいけないまで書いてほしいというところです。

以上です。

○山本委員長 ありがとうございます。

いくつか御指摘をいただきましたが、9ページの中ほどの雇用への影響にも留意というところは、表現を検討したいと思います。

それから、結びについては大体よろしいですか。もう少し学んだというニュアンスを出したらどうかということだと思います。

それから、基本的な認識、これは私もあまりしきたりが分からないのですが、何かございますか。

○田中行政課長 しきたりは特にないと思うのですけれども、過去の答申を見ていますと、ナンバーを振らないもの、「はじめに」とするものなどのケースもあります。今回の第一は、「はじめに」にしては長いし、中身もあると思うので、「はじめに」ではないと思うのですけれども、「基本的な認識」をナンバーを振らずに置くということでもあり得るかなと思いますので、皆様がそれでよろしければ、ナンバーを振らずにということでもいいかなと思います。

○山本委員長 形式はどうか、色々なやり方があります。前期の地制調の答申は前文があって、結びが最後にあって、第1が基本的な認識、その後ずっと並べていたのです。今回、基本的な認識を第1でなくして結びと照合させるか、第5、結びとするかですかね。形式の問題ですけれどもいかがですか。是非こうしたいという御意見があれば伺いたいと思いますが、よろしいですか。

特に強い御意見はないということですので、検討したいと思います。今回は基本的な認識の中の細項目がないのです。確かに第1を止めて基本的な認識を前文とすることもあり得ますけれども、ただ、前文の部分がかなり長くなるので読みにくいという感じもいたします。そこは検討させていただきます。

それから、4ページの役割が果たされるという観点に加えて連携ということも出したらどうかということですので、そこは全体を見直さないといけないのですが、地方公共団体の連携の話も中には出てくるので、表現を工夫して、もう少し連携ということが出るように検討してみたいと思います。相互に連携しつつ、それぞれの役割をとか、そんな感じで文章を整理してみたいと思います。

ほかにいかがでしょうか。

荒見委員、お願いします。

○荒見委員 答申案の取りまとめ、どうもありがとうございました。私も前回申し上げた部分など、色々反映していただいて、特に前のめりに国全体がデジタルに進んでいく中でデジタル化を進めてもなお残る業務も重要だというのが伝わる表現になったところが多かったので、それがすごくよいかと感じました。

細かいところがいくつかあります。1つ目が、先ほどの太田委員の話にも関わってくるかもしれないのですけれども、見え消し版の14ページの上から2番目の「専門人材を自ら確保・育成することにこだわらず」と書いてあります。この「こだわらず」がもう諦めてみたいニュアンスがあって、自治体が頑張っているところに、あなたはもうこだわらずにこうしてくださいという言い方は力が抜けてしまうかなと思います。特に育成に関しては、まだこだわったほうがいいのではないかと思いますし、もう少し頑張るといふニュアンスは残したほうがいいのではないかなと思うので、表現を変えたほうがいいかなと思いました。

それから、16ページの田中委員が最初におっしゃっていた構成員の資格が開放のところでは、ここは先生方と意見が違ってしまうかもしれないのですが、秘密会合になってはいけないというのは本当にそのとおりで趣旨もそのとおりなのですが、おそらく、これが問題になるような場面では、構成員の資格に関して、こういう人は入ってこさせないぞ、といったものを明示して排除するのではなくて、別に資格を決めていないのか、表面上は開放しているのか分からないのですけれども、資格を明記するよりも何となく開放されていないとか、入れていないようになっている、というのが、実情かと思えますので、実質的にちゃんと構成員が多様であり、多様に参加できるというか、構成員に対して開放しているというような書き方が、私自身は現実に即しているのではないかと思いました。

それから、19ページの一般ルールの部分や、23ページの同様の枠組みを云々という話については私もこれまでに発言された先生方と同じように思っていたところで御対応をお願いしたいです。

あと、21ページ、これも先ほど議論になっていた「適切に検証され」の最後のところです。私は具体的に手続として誰がどのように関わるべきか、というところまで、はっきりした意見を持っていないのですけれども、今、これは受動態で書いているので若干他人ごと感があるという印象を私も持ちました。後半の立法の契機のところは国会があるので書きづらいのかもしれませんが、「適切に検証」のところは、細かいですが「適切に検証し」と、能動態で書いたほうがいいのではないかなと思いました。そうすると、そこで主語を書かざるを得なくなるので難しい話になってしまうかもしれないのですけれども、今の受動態の書き方だとだと弱い。特例を作り、新しい枠組みでやる際に、検証というニュアンスが弱いのではないかなと私自身は感じました。

最後に結びのところでは、1つ目は細かい話ですけれども、下から2段目の段落で、「それぞれの地域という物理的な空間において」というところです。これは前の方にもできてますし、そこで書かれているように、デジタルと対比して書くときには物理的な空間でと書くのはいいと思うのですけれども、ここは流してこれまでのということだと思えるので、別に物理的な空間と書かずに、それまでの地域において住民の福祉を最大化されてきたという形の方がずっと入るのではないかな。学問上は地方自治と空間というのは奥深い議論があるところですし、それを踏まえずに、物理的と、ここであえてフィジカルの話が出るのが、流れ的に読んでいて違和感を持ちました。

2つ目ですけれども、前回に比べてせつかく答申全体がある程度、住民本位、住民に対してという視点が強まった文章になっていたと思うのですけれども、最後のパラグラフのところは、住民本位での係り方が緊密に連携協力に係っているからなのかもしれないのですけれども、ちょっと弱まっているのではないかなという印象を持って、「役割を分担し合う」の後ぐらいのところに、例えば「住民本位で」をいれるか、それによって住民を誰も取り残さない形にしていく、住民に対して質の高いサービスを提供するとか、住民のた

めにやっていくのがデジタルですという趣旨を改めて伝わるように書くと、よりよいのではないかなと思った次第です。

以上です。

○山本委員長 牧原委員、どうぞ。

○牧原委員 最後の点、ここで「物理的な空間」と書かれたのは、前回、私がお話したことですが、デジタル技術の話をした際に、それとは別に物理的空間としての自治があると強調したわけで、その意味で、あえてもう1回ここで物理的空間と書いていただいた。私はこれを残していただきたいと思います。

それと、2番目は私もよく分からなくて、この段落の最後の文章なのですが、主語が「地方自治は」となっていて、「住民本位で、これらの主体との間において」と、こういう語り方になった上で、「目指していかなくてはならない」となっています。「地方自治は」という主語が、よく分からない。「地方自治という理念の下」とか、そういう制度価値とともに新たな時代の姿を目指すというのでしょうか、そのときに、「住民本位で、これらの主体との間において」というと、主体の関係性がよく分からなくなってしまう。ここは思いがこもっていて、質の良い文章なのですが、もう少しロジカルに攻めていただきたいということを言いたかったのも、そこを付け加えさせていただきました。

○山本委員長 ありがとうございます。

初めが14ページの2行目の「こだわらず」という表現が、それぞれの自治体で育成等をするにこだわらないということだとすると、それは言い過ぎではないかというか、それはむしろやってほしいことです。これは、最後の部分と今の14ページの部分との間でトーン、ニュアンスが違う感じがあるという御指摘とも関係しているかと思いますが、表現を工夫したいと思います。

それから、「資格が開放されている」という表現は、先ほども御指摘がありましたので、もう少し分かりやすく説明したいと思います。

あと、「検証され」というところです。ここも先ほど来議論がございまして、もう少し丁寧に表現するようにいたします。適切に検証してもいいかと思いますが、文章を少し整理して、分かりやすい形にできればと思います。

あとは最後の部分、「物理的な空間」に関しては、6ページの冒頭にある表現をここに持ってきたということですので、先ほどの牧原委員の御指摘の意味で使っているということです。

それから、結びの下から4行目の「住民本位で」とか、あるいは「地方自治は」という主語の部分ですけれども、このところはもう少し丁寧に表現するようにしたいと思います。住民本位でということをもう少し具体的に説明することと、地方自治はという主語の表現を改めることを考えたいと思います。

ほかにいかがでしょうか。

牧原委員、どうぞ。

○牧原委員 もう時間も迫っておりますので本当簡潔に、細かいところは事務局にメールで送らせていただきます。

先ほどお話のあった第1の基本的な認識のところ、おそらくお書きになるのではないかと思いますが、これまでのこの種の答申ですと、何回かの会議を重ねて以下答申するか、こういう諮問があつてとか、行政文書風に締めることにしていたと思いますが、そうした言葉があつたほうがいいのではないかと。このままだと、ややマニフェスト的になり過ぎではないかと思ひます。最後のところは、地方自治の理念をお書きになりたかつたと思ひますが、それが分かるように、諮問との関係を最後に触れると、今の荒見委員のご主張と結びつくのではないかと思ひます。

これを見てもう一つ感じるのは、今回、住民のあり方、「住民」という言葉があちこちで加わつていて、それはすごくいいことだと思うのですけれども、6ページのバルネラブルの人たち、「障害者や高齢者を含む全ての住民が」というくだりは非常に私はよいと考えています。国際的にはこうした関心が基本になってきていまして、いかにバルネラブル・ピープルに配慮しているかというのは、こういう答申でも今後必要になっていくと見ています。

これまであまりそういう議論をしてきていないのですが、ここで1点御提案です。15ページに議会のあり方で「包摂」という言葉を使つていて、包摂という言葉がここで果たして適切かどうかは別に、もし使うならば、個々の住民の理解や立場の違いを包摂したという趣旨を広げて、今言つたような弱者を含めた色々な人たちを包摂するという、いわゆるインクルージョンの言葉に即した表現として使つてはどうか。あと10年もすると、こういう答申ではそういう配慮を必ず書かなくてはいけなくなるでしょう。ジェンダー、それから、バルネラブルな障害者、色々なインクルージョンが必要だという趨勢になっていくと思ひます。そういうことをここで一つ踏み込んでもいいのかと、やや本質と外れるかもしれませんが、長期的な未来を考えると、そういうことを申し上げてもいいのかなと思ひました。

以上です。

○山本委員長 ありがとうございます。

15ページの包摂性に関しては表現を検討したいと思ひます。

それから、この審議会での議論の経緯については、前の答申ですと前文がついていて、そこに書いてあるのですけれども、これは普通どのようにやっていますか。

○田中行政課長 これまでの例で申し上げますと、前文がついているときとついていないときがありまして、前文がついているときには、例えばこういう調査審議を行つてきて何回会議をやつた結果、答申するついでに、前文がついているのは必ずついているものでもなくて、いきなりサブから始まっているというケースもありまして、どちらもあるかなと思ひます。前文をつけるとなると、そういうロジの話だけでいいのかどうかという点はあるかと思ひます。

○山本委員長 前文を今からつけるとなると、前の地制調でも、簡単にではありますけれども、審議の内容についてもある程度書いています。それなしにいきなり経緯だけ書くのは変ですが、今回は基本的な認識のところでそういったことが書かれていて、今からさらに切り出して前文にするのは大変ではないかという感じがします。今回は前文なしのスタイルで行くことにしたいと思います。しかし、ここでちゃんと審議・検討したことは何らかの形で当然示されると思います。

ほかにございますか。

岡崎委員、どうぞ。

○岡崎委員 今のところですけども、結びのところで調査審議を行ってきたというのは書いているのですね。ここをもうちょっとだけきちんとした記述を入れれば、それで済むのかなという気はするのです。

○山本委員長 ありがとうございます。

確かにそうです。結びのところで、経緯をしっかりと細かく書くことにしたいと思います。

よろしいでしょうか。

少し時間を超過しておりますが、市川会長からはよろしいですか。

それでは、時間を超過してしまいまして大変申し訳ございませんでしたが、本日の審議はここまでとさせていただきます。

本日御議論いただきましたポストコロナの経済社会に対応する地方制度のあり方に関する答申案につきましては、皆様の御意見を踏まえて必要な修正を行うことを検討させていただきます。具体的な表現につきましては皆様にもお示しをしたいと思います。そこでさらに御意見をいただく時間を取りたいとは思いますが、最終的な表現の確定については市川会長、大山副会長とも御相談をさせていただきながら修正を行うことといたしまして、修正後の答申案を当専門小委員会として第4回の総会に諮りたいと思います。

以上のような手続を取りまして、修正につきましては私に御一任をいただきたいと存じますけれども、よろしいでしょうか。

(委員首肯)

○山本委員長 ありがとうございます。それでは、そのようにさせていただきたいと存じます。

次回ですけども第4回総会を開催する予定としております。日程につきましては追って事務局より御連絡をさせていただきますので、よろしく願いいたします。

それでは、これもちまして本日の専門小委員会を閉会いたします。長時間にわたりまして、どうもありがとうございました。